

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則をここに公布する。

平成 26 年 10 月 6 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 90 号

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県統計データ利活用推進条例(平成 26 年佐賀県条例第 71 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(立入検査の証明書)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(調査票情報の提供を受けられることができる者)

第 4 条 条例第 10 条第 1 号の規則で定める者は、独立行政法人等(統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する独立行政法人等をいう。) 会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けられることができる統計の作成等)

第 5 条 条例第 10 条第 2 号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

(1) 国の行政機関、地方公共団体又は前条に規定する者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

(2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

(3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

(委託による統計の作成等を行うことができる場合)

第 6 条 条例第 11 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるとき

ア 委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果(以下「統計成果物」という。)を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

イ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。

(2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるとき

ア 統計成果物を学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

イ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第 7 条 条例第 11 条の規定により知事等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、知事等が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

(1) 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所

(2) 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

(3) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

(4) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る県統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

(5) 委託に係る統計の作成等の内容

(6) 統計成果物の利用目的

(7) 前各号に掲げるもののほか、前条第 1 号又は第 2 号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項

2 委託申出者は、前項の申出をするときは、知事等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

(1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

(2) 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出の日前 6 月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

(3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 知事等は、第 1 項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

第 8 条 知事等は、前条第 1 項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当であると認めるときは、委託申出者に対し、その旨及び当該申出に係る統計の作成等に要する手数料の額その他当該申出に係る統計の作成等に関する事項を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、その旨を記載した委託依頼書に知事等が当該統計の作成等に係る契約を締結するために必要と認める書類を添付して、知事等に提出しなければならない。

3 前項の委託依頼書を提出した委託申出者は、知事等が指定する納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第9条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する報告書を知事等に提出しなければならない。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第7条第1項第6号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、知事等の同意を得たときは、この限りでない。

3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第10条 知事等は、前条第1項の規定により提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第11条 条例第12条第4項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるとき

ア 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。

イ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ウ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。

エ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

(2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるとき

ア 前号ア及びエに掲げる要件に該当すること。

イ 匿名データを学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ウ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

(匿名データの提供に関する委託による統計の作成等に係る規定の準用)

第12条 第7条から第10条までの規定は、条例第12条第4項の規定により匿名データを提供する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と、「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条の見出し	委託による統計の作成等	匿名データの提供
第7条第1項各号列記	第11条	第12条第4項

以外の部分	統計の作成等	匿名データの提供
	委託しようとする者	依頼しようとする者
	委託の	依頼の
第7条第1項第1号	この項及び次項	第12条において準用するこの項及び次項
第7条第1項第4号	統計の作成等に必要となる調査票情報に係る県統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報	匿名データの名称、年次その他の当該匿名データ
第7条第1項第5号	委託に係る統計の作成等の内容	匿名データの使用場所及び管理方法
第7条第1項第6号	統計成果物	匿名データ
第7条第1項第7号	前各号	第12条において準用する前各号
	前条第1号又は第2号	第11条第1号又は第2号
第7条第2項各号列記 以外の部分	前項	第12条において準用する前項
第7条第3項	第1項	第12条において準用する第1項
第8条第1項	前条第1項	第12条において準用する前条第1項
	統計の作成等	匿名データの提供
第8条第2項	前項	第12条において準用する前項
	統計の作成等の	匿名データの提供の
	当該統計の作成等に係る契約を締結するために	定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後に とるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記 載した書面その他
第8条第3項	前項	第12条において準用する前項
第9条第1項及び第3 項	統計成果物	匿名データ
第9条第2項	統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第7条第1項第6号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、知事等の同意を得たときは、この限りでない	匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする
第10条	前条第1項	第12条において準用する前条第1項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

様式（第3条関係）

（表）

		第 号	
身分証明書			
写 真	県基幹統計調査の名称		
	職名及び氏名		
	生年月日	年	月 日
上記の者は、佐賀県統計データ利活用推進条例第6条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。			
		有効期限	年 月 日
年 月 日発行		佐賀県知事 	

（裏）

佐賀県統計データ利活用推進条例（抜粋）

（立入検査等）

第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるときには、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。